

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成29年10月12日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O兼執行役社長 渡邊 国夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 野村外国債券インデックス（野村SMA向け） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成29年10月13日から平成30年10月11日まで) 2兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

（以下「ファンド」といいます。なお、「野村外国債券インデックス SMA」と称する場合があります。）

ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 申込みの方法」をご参照ください。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

(7) 【申込期間】

平成29年10月13日から平成30年10月11日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、SMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA（セパレトリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

外国の公社債を実質的な主要投資対象とし、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村外国債券インデックス（野村SMA向け））

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|---------|--------|----------------------|--------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | インデックス型 特殊型 |
| 追加型 | 海外 | 債券 | |
| | 内外 | 不動産投信 | |
| | | その他資産 () 資産複合 | |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|--------|------|--------|------|-------|----------|
|--------|------|--------|------|-------|----------|

| | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------------|---------------------|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル (日本を除く) 日本 | | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 () | 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ | あり () なし | 日経225 TOPIX その他 (シティ 世界国債 インデックス (除く日本)) |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 公債)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | | |

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資

信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

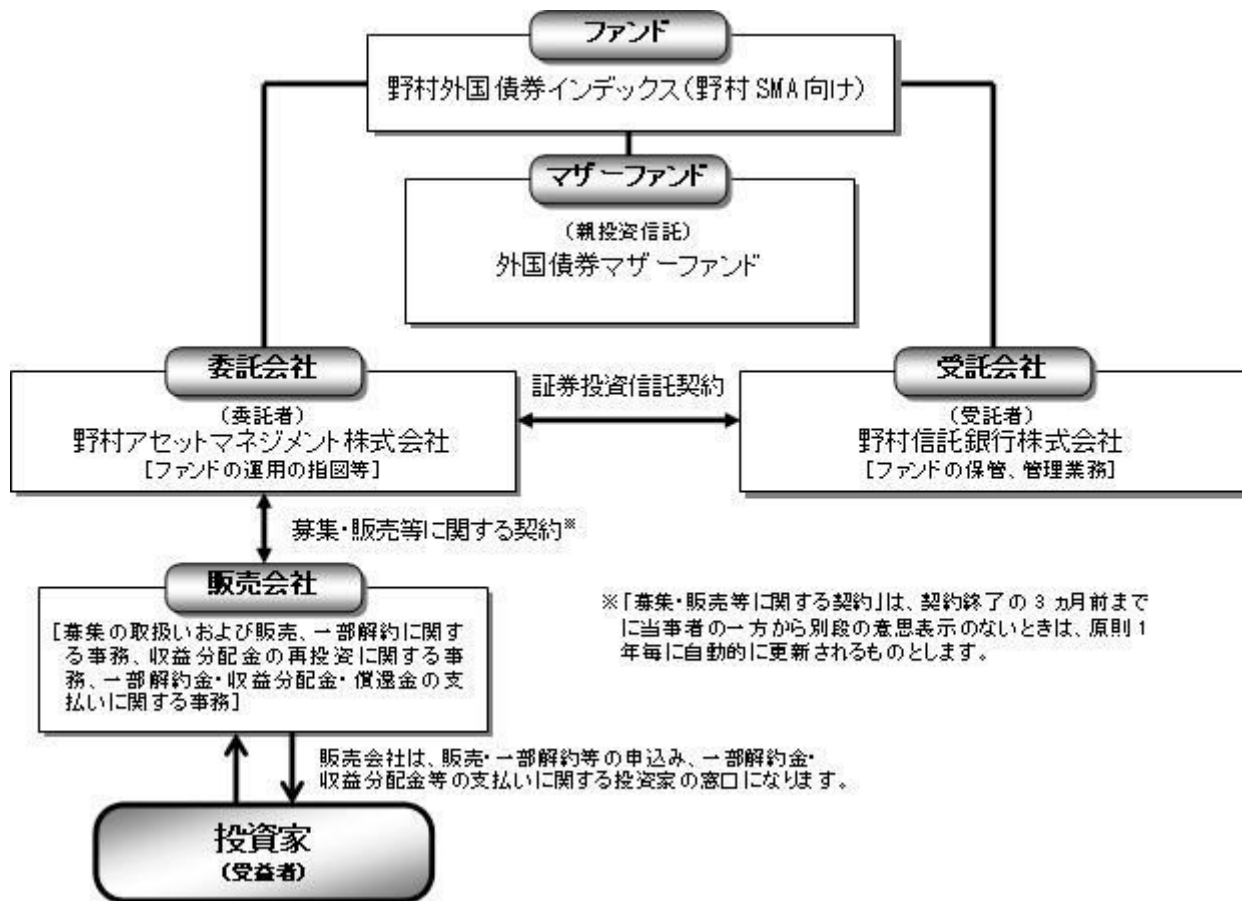
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年7月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「外国債券マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行われない場合があります。

ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況(平成29年8月末現在)

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額
17,180百万円

・会社の沿革

| | |
|-------------------|---|
| 昭和34年(1959年)12月1日 | 野村証券投資信託委託株式会社として設立 |
| 平成9年(1997年)10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年(2003年)6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

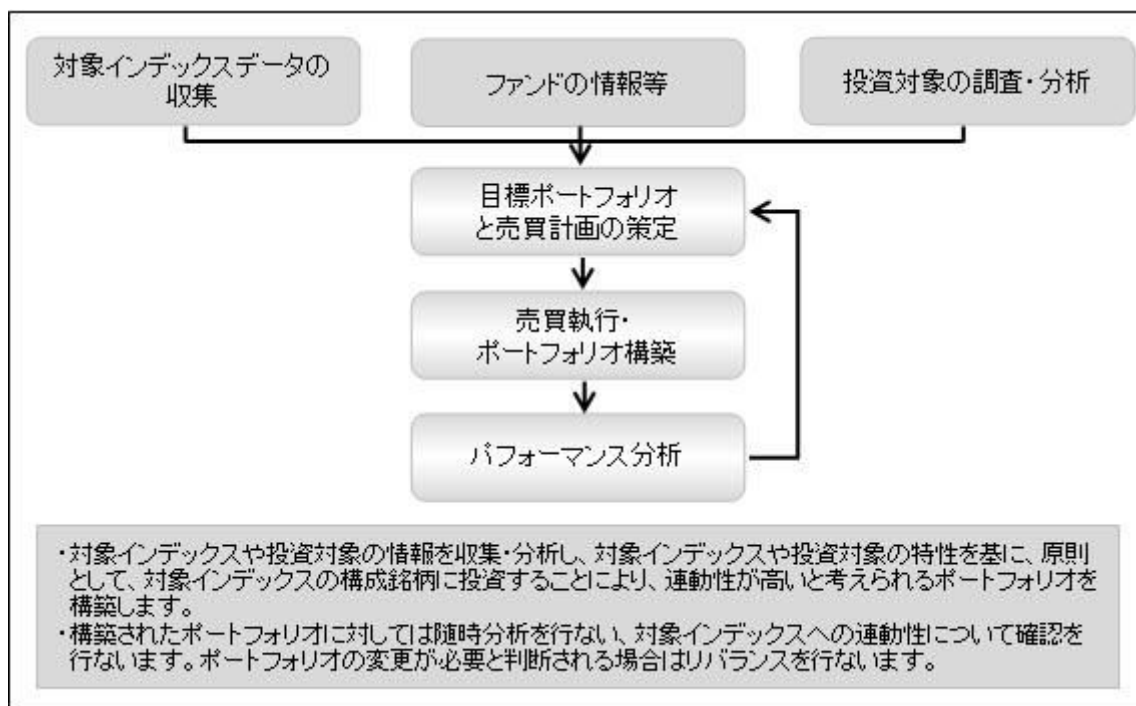
2【投資方針】

(1)【投資方針】

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資プロセス



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

指数の著作権等について

- ・シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス(為替ヘッジを行わない円ベースの指数)です。
- ・シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ファンドは、外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限りません。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)

5. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債 の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条

ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

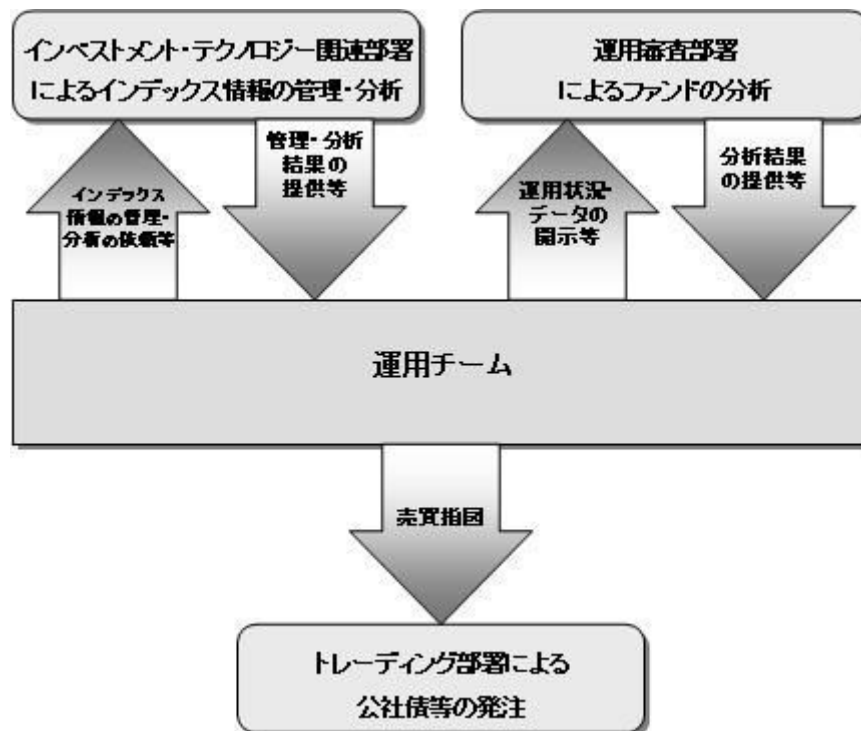
スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

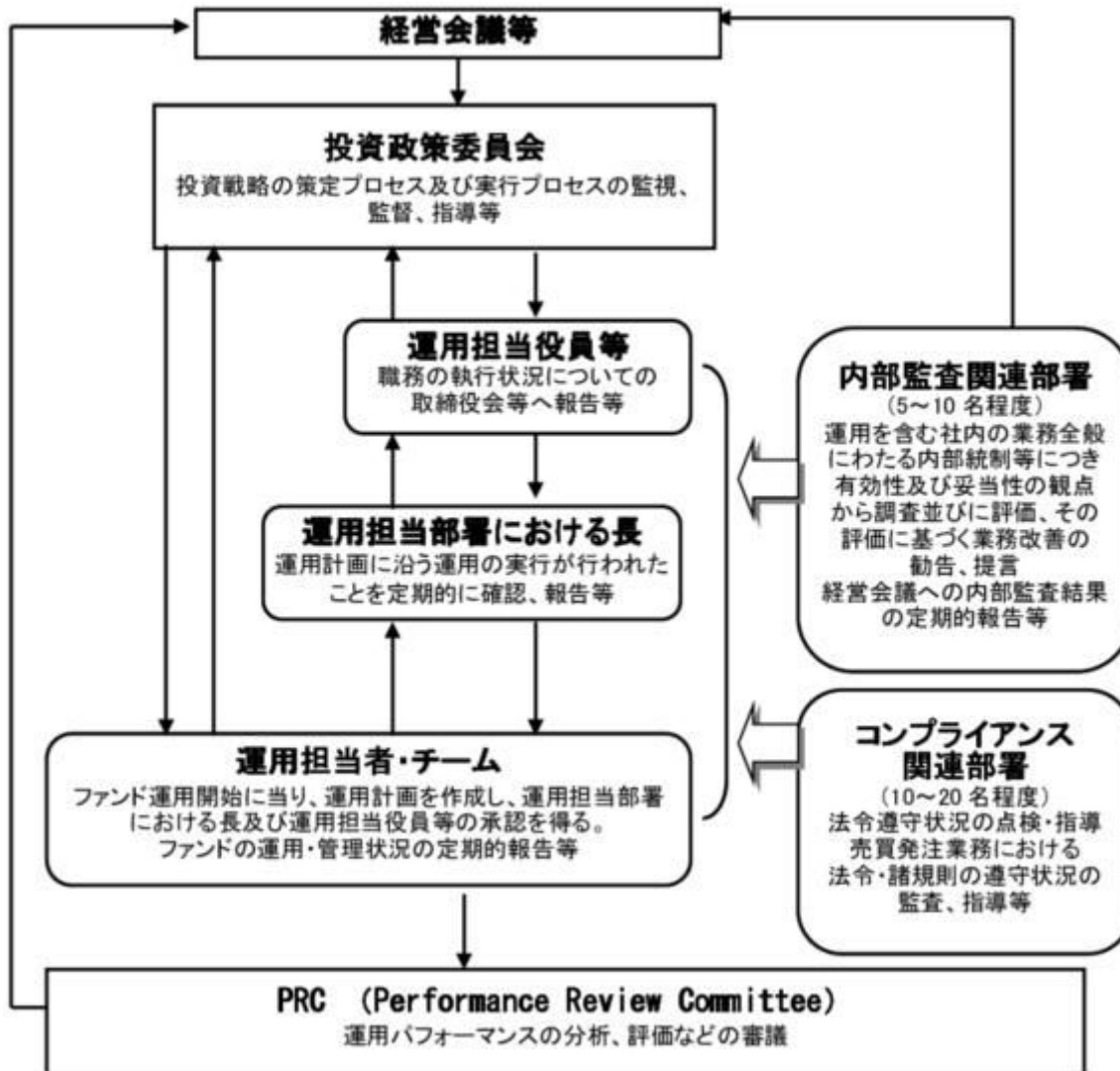
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年7月20日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

(5)【投資制限】

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予

約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があ

ります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

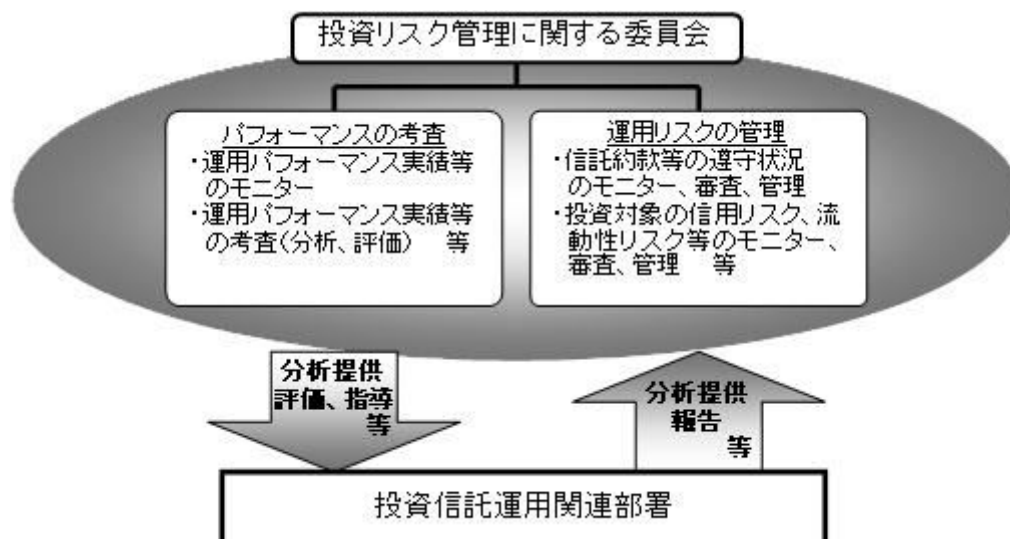
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

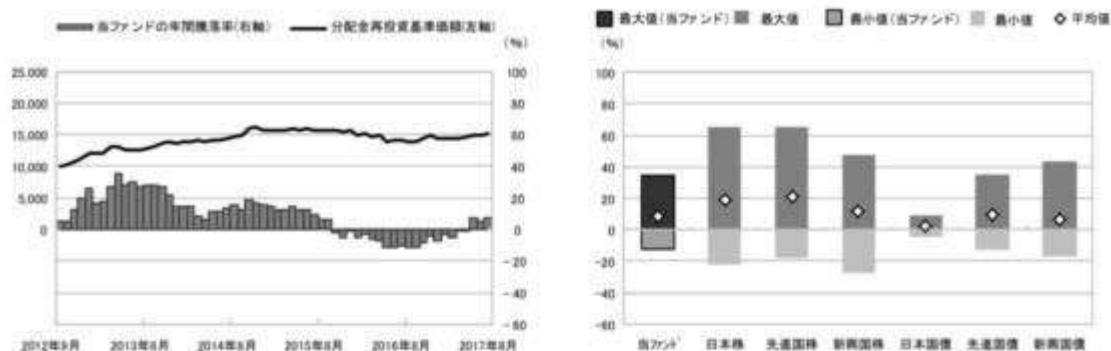


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2012年9月末～2017年8月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値(%) | 35.0 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 9.3 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値(%) | △11.8 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値(%) | -8.8 | 19.0 | 21.0 | 11.4 | 2.5 | 8.2 | 6.7 |

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年9月末を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社(以下「野村証券」)に帰属します。なお、野村証券株式会社の、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に關する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に關する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推薦の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに關する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPIS, JP Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.324%（税抜年0.3%）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

| | | |
|----------|----------|----------|
| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
| 年0.22% | 年0.05% | 年0.03% |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

支払先の役務の内容

| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|--|--|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2) | 《配当所得》 |
|--|--|-----------------------------|
| ・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損 | ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金 |

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

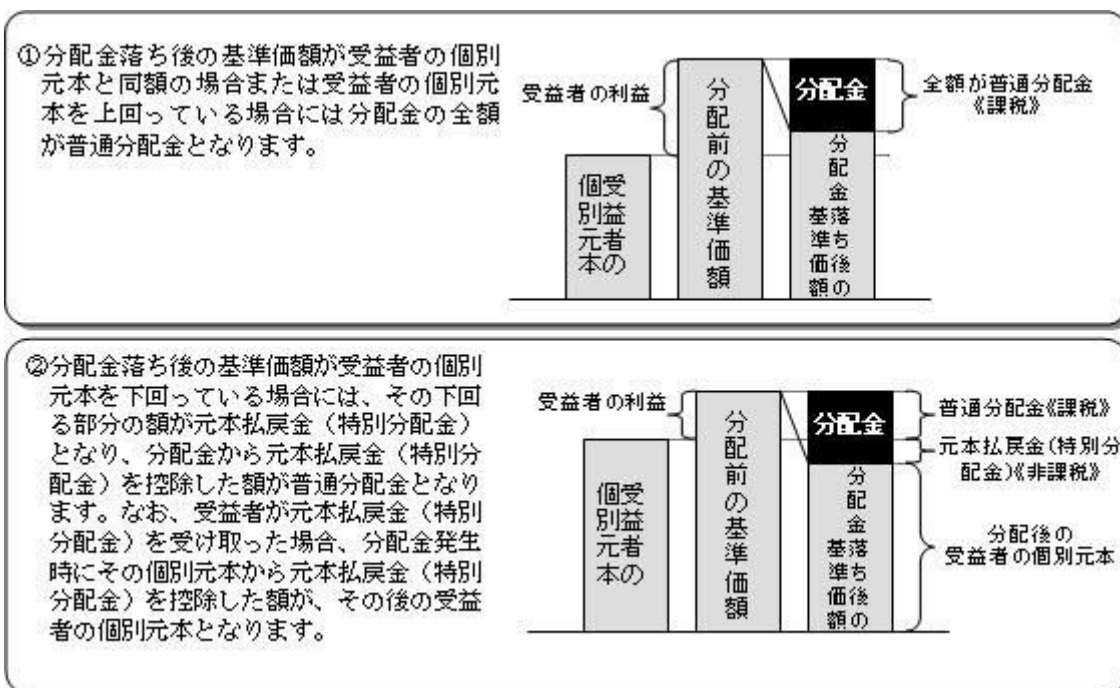
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成29年8月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成29年 8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|--------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,504,185,366 | 99.99 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 350,060 | 0.00 |
| 合計（純資産総額） | | 3,504,535,426 | 100.00 |

（参考）外国債券マザーファンド

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|--------------------|---------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 280,973,560,315 | 42.58 |
| | カナダ | 13,945,556,390 | 2.11 |
| | メキシコ | 5,777,973,621 | 0.87 |
| | ドイツ | 42,700,150,242 | 6.47 |
| | イタリア | 66,178,312,446 | 10.03 |
| | フランス | 66,127,400,864 | 10.02 |
| | オランダ | 13,681,712,321 | 2.07 |
| | スペイン | 41,082,885,950 | 6.22 |
| | ベルギー | 17,101,533,205 | 2.59 |
| | オーストリア | 9,769,315,851 | 1.48 |
| | フィンランド | 3,294,680,529 | 0.49 |
| | アイルランド | 6,906,376,046 | 1.04 |
| | イギリス | 45,018,408,310 | 6.82 |
| | スイス | 1,193,385,204 | 0.18 |
| | スウェーデン | 3,197,410,073 | 0.48 |
| | ノルウェー | 1,965,407,348 | 0.29 |
| | デンマーク | 4,154,950,241 | 0.62 |
| | ポーランド | 4,175,429,524 | 0.63 |
| | オーストラリア | 14,317,336,986 | 2.16 |
| | シンガポール | 2,533,077,820 | 0.38 |
| マレーシア | 2,812,642,832 | 0.42 | |
| 南アフリカ | 3,559,011,868 | 0.53 | |
| | 小計 | 650,466,517,986 | 98.58 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 9,326,290,496 | 1.41 |
| 合計（純資産総額） | | 659,792,808,482 | 100.00 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|----------|---------------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 外国債券マザーファンド | 1,547,101,707 | 2.2453 | 3,473,707,463 | 2.2650 | 3,504,185,366 | 99.99 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.99 |
| 合 計 | 99.99 |

(参考) 外国債券マザーファンド

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|----------|------|--------------------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 51,800,000 | 11,669.58 | 6,044,843,480 | 11,644.56 | 6,031,884,801 | 3.625 | 2020/2/15 | 0.91 |
| 2 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 52,600,000 | 11,392.66 | 5,992,544,224 | 11,433.21 | 6,013,870,376 | 2.625 | 2020/11/15 | 0.91 |
| 3 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 49,300,000 | 11,566.06 | 5,702,069,186 | 11,528.10 | 5,683,356,447 | 3.375 | 2019/11/15 | 0.86 |
| 4 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 50,100,000 | 11,135.16 | 5,578,718,605 | 11,340.47 | 5,681,579,734 | 2.375 | 2024/8/15 | 0.86 |
| 5 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY BOND | 39,200,000 | 14,249.35 | 5,585,747,311 | 14,445.17 | 5,662,510,023 | 6 | 2026/2/15 | 0.85 |
| 6 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 50,300,000 | 10,949.69 | 5,507,696,839 | 11,195.55 | 5,631,362,787 | 2.25 | 2025/11/15 | 0.85 |
| 7 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 47,200,000 | 11,669.18 | 5,507,855,603 | 11,656.21 | 5,501,731,710 | 3.5 | 2020/5/15 | 0.83 |
| 8 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 33,100,000 | 16,382.03 | 5,422,454,644 | 16,533.07 | 5,472,449,215 | 3.5 | 2026/4/25 | 0.82 |
| 9 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 45,800,000 | 11,807.17 | 5,407,686,271 | 11,818.39 | 5,412,822,906 | 3.625 | 2021/2/15 | 0.82 |
| 10 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 31,300,000 | 16,563.28 | 5,184,308,956 | 16,567.22 | 5,185,542,239 | 4.25 | 2023/10/25 | 0.78 |
| 11 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 44,700,000 | 10,806.49 | 4,830,502,825 | 11,031.64 | 4,931,146,712 | 2 | 2025/2/15 | 0.74 |
| 12 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 24,500,000 | 19,827.80 | 4,857,813,149 | 19,981.37 | 4,895,436,017 | 5.5 | 2029/4/25 | 0.74 |
| 13 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 42,180,000 | 11,390.92 | 4,804,693,093 | 11,419.84 | 4,816,889,728 | 2.625 | 2020/8/15 | 0.73 |
| 14 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 40,900,000 | 11,446.20 | 4,681,499,354 | 11,368.51 | 4,649,722,738 | 3.75 | 2018/11/15 | 0.70 |
| 15 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 42,200,000 | 10,822.02 | 4,566,893,444 | 10,987.65 | 4,636,789,304 | 1.75 | 2023/5/15 | 0.70 |
| 16 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 38,400,000 | 11,609.62 | 4,458,096,868 | 11,662.68 | 4,478,469,411 | 3.125 | 2021/5/15 | 0.67 |
| 17 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 36,900,000 | 10,960.90 | 4,044,575,702 | 11,630.33 | 4,291,592,143 | 3 | 2044/11/15 | 0.65 |
| 18 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 19,600,000 | 21,423.26 | 4,198,959,238 | 21,723.11 | 4,257,729,685 | 5.75 | 2032/10/25 | 0.64 |
| 19 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL TES | 29,200,000 | 14,587.93 | 4,259,676,670 | 14,502.56 | 4,234,748,338 | 4.25 | 2020/3/1 | 0.64 |
| 20 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 37,600,000 | 11,211.08 | 4,215,366,315 | 11,259.38 | 4,233,530,405 | 2.125 | 2020/8/31 | 0.64 |
| 21 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 37,500,000 | 11,315.89 | 4,243,459,648 | 11,271.03 | 4,226,637,851 | 2.75 | 2019/2/15 | 0.64 |
| 22 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREP. DEUTSCHLAND | 19,400,000 | 21,062.60 | 4,086,144,745 | 21,093.07 | 4,092,056,096 | 6.5 | 2027/7/4 | 0.62 |
| 23 | イギリス | 国債証券 | UK TREASURY | 20,000,000 | 19,227.55 | 3,845,511,360 | 19,712.66 | 3,942,533,760 | 3.5 | 2045/1/22 | 0.59 |
| 24 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 27,300,000 | 14,442.14 | 3,942,705,968 | 14,378.44 | 3,925,315,895 | 2.5 | 2020/10/25 | 0.59 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|-------------------------------|------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-------|------------|------|
| 25 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 35,000,000 | 10,944.08 | 3,830,431,153 | 11,062.70 | 3,871,946,312 | 1.75 | 2022/4/30 | 0.58 |
| 26 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 34,200,000 | 11,070.45 | 3,786,096,419 | 11,236.95 | 3,843,040,238 | 2.25 | 2024/11/15 | 0.58 |
| 27 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 34,000,000 | 11,173.98 | 3,799,155,284 | 11,258.52 | 3,827,898,803 | 2.125 | 2021/6/30 | 0.58 |
| 28 | イギリス | 国債証券 | UK TSY 3 1/4% 2044 | 20,300,000 | 18,307.27 | 3,716,375,972 | 18,788.10 | 3,813,984,787 | 3.25 | 2044/1/22 | 0.57 |
| 29 | フランス | 国債証券 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 19,800,000 | 19,073.19 | 3,776,492,570 | 19,136.23 | 3,788,975,124 | 6 | 2025/10/25 | 0.57 |
| 30 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 33,700,000 | 11,095.91 | 3,739,323,651 | 11,200.29 | 3,774,500,092 | 2 | 2022/2/15 | 0.57 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.58 |
| 合 計 | 98.58 |

【投資不動産物件】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

平成29年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(百万円) | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------------|------------|--------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間 (2011年 7月20日) | 178 | 178 | 0.9665 |

| | | | | | |
|--------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| 第2計算期間 | (2012年 7月20日) | 194 | 194 | 0.9809 | 0.9809 |
| 第3計算期間 | (2013年 7月22日) | 1,059 | 1,060 | 1.2883 | 1.2888 |
| 第4計算期間 | (2014年 7月22日) | 3,974 | 3,976 | 1.3998 | 1.4003 |
| 第5計算期間 | (2015年 7月21日) | 5,993 | 5,995 | 1.5775 | 1.5780 |
| 第6計算期間 | (2016年 7月20日) | 3,520 | 3,522 | 1.4255 | 1.4260 |
| 第7計算期間 | (2017年 7月20日) | 3,477 | 3,478 | 1.4972 | 1.4977 |
| | 2016年 8月末日 | 3,854 | | 1.4030 | |
| | 9月末日 | 3,777 | | 1.3759 | |
| | 10月末日 | 3,792 | | 1.3777 | |
| | 11月末日 | 3,936 | | 1.4324 | |
| | 12月末日 | 4,021 | | 1.4768 | |
| | 2017年 1月末日 | 3,925 | | 1.4411 | |
| | 2月末日 | 3,743 | | 1.4332 | |
| | 3月末日 | 3,765 | | 1.4332 | |
| | 4月末日 | 3,786 | | 1.4416 | |
| | 5月末日 | 3,705 | | 1.4629 | |
| | 6月末日 | 3,470 | | 1.4907 | |
| | 7月末日 | 3,456 | | 1.4886 | |
| | 8月末日 | 3,504 | | 1.5098 | |

【分配の推移】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|--------|-------------------------|-----------|
| 第1計算期間 | 2010年 7月30日～2011年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第2計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 7月20日 | 0.0000円 |
| 第3計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 7月22日 | 0.0005円 |
| 第4計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 7月22日 | 0.0005円 |
| 第5計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 7月21日 | 0.0005円 |
| 第6計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 7月20日 | 0.0005円 |
| 第7計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 7月20日 | 0.0005円 |

【収益率の推移】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

| | 計算期間 | 収益率 |
|--------|-------------------------|-------|
| 第1計算期間 | 2010年 7月30日～2011年 7月20日 | 3.4% |
| 第2計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 7月20日 | 1.5% |
| 第3計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 7月22日 | 31.4% |

| | | |
|--------|-------------------------|-------|
| 第4計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 7月22日 | 8.7% |
| 第5計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 7月21日 | 12.7% |
| 第6計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 7月20日 | 9.6% |
| 第7計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 7月20日 | 5.1% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

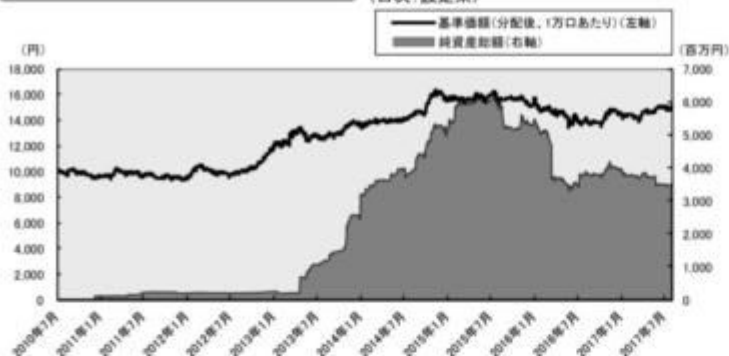
| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|--------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1計算期間 | 2010年 7月30日～2011年 7月20日 | 184,832,214 | 623,468 | 184,208,746 |
| 第2計算期間 | 2011年 7月21日～2012年 7月20日 | 46,566,874 | 32,106,227 | 198,669,393 |
| 第3計算期間 | 2012年 7月21日～2013年 7月22日 | 675,594,113 | 51,543,061 | 822,720,445 |
| 第4計算期間 | 2013年 7月23日～2014年 7月22日 | 2,132,322,713 | 115,374,162 | 2,839,668,996 |
| 第5計算期間 | 2014年 7月23日～2015年 7月21日 | 1,746,184,517 | 786,515,393 | 3,799,338,120 |
| 第6計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 7月20日 | 401,695,735 | 1,731,075,409 | 2,469,958,446 |
| 第7計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 7月20日 | 444,281,356 | 591,976,597 | 2,322,263,205 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2017年8月31日現在)**基準価額・純資産の推移**

(日次：設定来)

**分配の推移**

(1万口あたり、課税前)

| | |
|---------|------|
| 2017年7月 | 5 円 |
| 2016年7月 | 5 円 |
| 2015年7月 | 5 円 |
| 2014年7月 | 5 円 |
| 2013年7月 | 5 円 |
| 設定来累計 | 25 円 |

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

| 順位 | 銘柄 | 種類 | 投資比率 (%) |
|----|-------------------------|------|----------|
| 1 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.9 |
| 2 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.9 |
| 3 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.9 |
| 4 | US TREASURY BOND | 国債証券 | 0.9 |
| 5 | US TREASURY BOND | 国債証券 | 0.8 |
| 6 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.8 |
| 7 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.8 |
| 8 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 国債証券 | 0.8 |
| 9 | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.8 |
| 10 | FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 国債証券 | 0.8 |

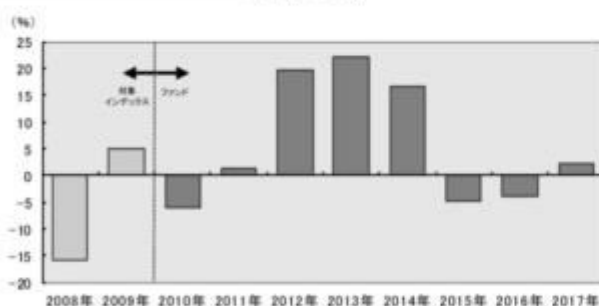
実質的な国/地域別投資比率(上位)

| 順位 | 国/地域 (通貨別) | 投資比率 (%) |
|----|------------|----------|
| 1 | アメリカ | 42.6 |
| 2 | イタリア | 10.0 |
| 3 | フランス | 10.0 |
| 4 | イギリス | 6.8 |
| 5 | ドイツ | 6.5 |

※ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2008年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2010年は設定日(2010年7月30日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま
す。

取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販
売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があ
るときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、
および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

ありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替
を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載また
は記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取
得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割され
た受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振
替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法
の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託に
より生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る
信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請
求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たり換算して、換金する口数に応じてご
負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしません。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|-------|---|
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。 |

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成22年7月30日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年7月21日から翌年7月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- () 委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者

にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成28年7月21日から平成29年7月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村外国債券インデックス（野村SMA向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第6期 (平成28年 7月20日現在) | 第7期 (平成29年 7月20日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 7,137,091 | 6,324,908 |
| 親投資信託受益証券 | 3,520,097,531 | 3,476,192,273 |
| 未収入金 | 1,893,494 | 9,599,340 |
| 流動資産合計 | 3,529,128,116 | 3,492,116,521 |
| 資産合計 | 3,529,128,116 | 3,492,116,521 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,234,979 | 1,161,131 |
| 未払解約金 | - | 7,912,441 |
| 未払受託者報酬 | 689,752 | 599,856 |
| 未払委託者報酬 | 6,207,719 | 5,398,599 |
| 未払利息 | 9 | 8 |
| その他未払費用 | 45,925 | 39,923 |
| 流動負債合計 | 8,178,384 | 15,111,958 |
| 負債合計 | 8,178,384 | 15,111,958 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,469,958,446 | 2,322,263,205 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,050,991,286 | 1,154,741,358 |
| （分配準備積立金） | 464,432,543 | 458,863,455 |
| 元本等合計 | 3,520,949,732 | 3,477,004,563 |
| 純資産合計 | 3,520,949,732 | 3,477,004,563 |
| 負債純資産合計 | 3,529,128,116 | 3,492,116,521 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第6期 | | 第7期 | |
|---|-----|------------------------------|-----|------------------------------|
| | 自 | 平成27年 7月22日 至 平成28年 7月20日 | 自 | 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 1,657 | | - |
| 有価証券売買等損益 | | 482,099,444 | | 211,863,747 |
| 営業収益合計 | | 482,097,787 | | 211,863,747 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 828 | | 1,659 |
| 受託者報酬 | | 1,582,960 | | 1,224,686 |
| 委託者報酬 | | 14,246,518 | | 11,022,022 |
| その他費用 | | 105,411 | | 81,515 |
| 営業費用合計 | | 15,935,717 | | 12,329,882 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 498,033,504 | | 199,533,865 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 498,033,504 | | 199,533,865 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 498,033,504 | | 199,533,865 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 136,087,648 | | 25,275,737 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 2,193,966,862 | | 1,050,991,286 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 215,584,763 | | 179,962,536 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 215,584,763 | | 179,962,536 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 995,379,504 | | 249,309,461 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 995,379,504 | | 249,309,461 |
| 分配金 | | 1,234,979 | | 1,161,131 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 1,050,991,286 | | 1,154,741,358 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4.その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年7月21日から平成29年7月20日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第6期 平成28年7月20日現在 | | 第7期 平成29年7月20日現在 | |
|----------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 2,469,958,446口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 2,322,263,205口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.4255円 | 1口当たり純資産額 | 1.4972円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (14,255円) | (10,000口当たり純資産額) | (14,972円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第6期 自平成27年7月22日 至平成28年7月20日 | | | 第7期 自平成28年7月21日 至平成29年7月20日 | | |
|-----------------------------------|--------------|----------------|-----------------------------------|--------------|----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | | 1. 分配金の計算過程 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 96,326,049円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 90,102,637円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 586,558,743円 | 収益調整金額 | C | 695,877,903円 |
| 分配準備積立金額 | D | 369,341,473円 | 分配準備積立金額 | D | 369,921,949円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,052,226,265円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,155,902,489円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,469,958,446口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,322,263,205口 |
| 10,000口当たり収益分配対象 額 | G=E/F×10,000 | 4,260円 | 10,000口当たり収益分配対象 額 | G=E/F×10,000 | 4,977円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 5円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 1,234,979円 | 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 1,161,131円 |
| 2. 追加情報 | | | | | |

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第6期 自 平成27年 7月22日 至 平成28年 7月20日 | 第7期 自 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 |
|---|--|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第6期 平成28年 7月20日現在 | 第7期 平成29年 7月20日現在 |
|----------------------|----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 |

| | |
|---|------------------|
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第6期 自 平成27年 7月22日 至 平成28年 7月20日 | 第7期 自 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 |
|---|---------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 第6期 自 平成27年 7月22日 至 平成28年 7月20日 | 第7期 自 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 期首元本額 3,799,338,120円 | 期首元本額 2,469,958,446円 |
| 期中追加設定元本額 401,695,735円 | 期中追加設定元本額 444,281,356円 |
| 期中一部解約元本額 1,731,075,409円 | 期中一部解約元本額 591,976,597円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第6期 自 平成27年 7月22日 至 平成28年 7月20日 | 第7期 自 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 349,101,948 | 186,705,614 |
| 合計 | 349,101,948 | 186,705,614 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年 7月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成29年 7月20日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-----|----------------|---------------|---------------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 外国債券マザーファンド | 1,548,139,429 | 3,476,192,273 | |
| | 小計 | 銘柄数: 1 | 1,548,139,429 | 3,476,192,273 | |
| | | 組入時価比率: 100.0% | | | 100.0% |
| 合計 | | | | 3,476,192,273 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 7月20日現在)

| 資産の部 | |
|----------|-----------------|
| 流動資産 | |
| 預金 | 347,562,461 |
| コール・ローン | 770,901,559 |
| 国債証券 | 666,185,242,723 |
| 派生商品評価勘定 | 167,892 |
| 未収入金 | 72,881,415 |
| 未収利息 | 6,586,524,661 |
| 前払費用 | 267,798,989 |

(平成29年 7月20日現在)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 流動資産合計 | 674,231,079,700 |
| 資産合計 | 674,231,079,700 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 937,420 |
| 前受収益 | 5,635 |
| 未払金 | 710,874,312 |
| 未払解約金 | 341,407,708 |
| 未払利息 | 1,092 |
| その他未払費用 | 4,171,000 |
| 流動負債合計 | 1,057,397,167 |
| 負債合計 | 1,057,397,167 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 299,803,659,674 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 373,370,022,859 |
| 元本等合計 | 673,173,682,533 |
| 純資産合計 | 673,173,682,533 |
| 負債純資産合計 | 674,231,079,700 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. 費用・収益の計上基準 | <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 平成29年 7月20日現在 | |
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 2.2454円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (22,454円) |

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 自 平成28年 7月21日 至 平成29年 7月20日 | |
|--------------------------------|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 平成29年 7月20日現在 | |
|-------------------|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | <p>国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

| 平成29年 7月20日現在 | |
|----------------------------------|------------------|
| 期首 | 平成28年 7月21日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 300,518,692,606円 |

| | |
|------------------------------------|------------------|
| 同期中における追加設定元本額 | 32,058,104,914円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 32,773,137,846円 |
| 期末元本額 | 299,803,659,674円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| バランスセレクト30 | 87,322,900円 |
| バランスセレクト50 | 94,654,885円 |
| バランスセレクト70 | 74,074,453円 |
| 野村外国債券インデックスファンド | 296,387,597円 |
| 野村世界6資産分散投信（安定コース） | 1,887,170,879円 |
| 野村世界6資産分散投信（分配コース） | 27,181,794,159円 |
| 野村世界6資産分散投信（成長コース） | 1,487,656,504円 |
| 野村資産設計ファンド2015 | 36,575,188円 |
| 野村資産設計ファンド2020 | 42,085,581円 |
| 野村資産設計ファンド2025 | 48,630,130円 |
| 野村資産設計ファンド2030 | 39,656,402円 |
| 野村資産設計ファンド2035 | 27,235,906円 |
| 野村資産設計ファンド2040 | 66,809,569円 |
| 野村外国債券インデックス（野村投資一任口座向け） | 185,413,413,737円 |
| のむらップ・ファンド（保守型） | 4,818,317,442円 |
| のむらップ・ファンド（普通型） | 7,039,321,817円 |
| のむらップ・ファンド（積極型） | 1,613,152,530円 |
| 野村外国債券インデックス（野村SMA向け） | 1,548,139,429円 |
| 野村資産設計ファンド2045 | 5,876,362円 |
| 野村インデックスファンド・外国債券 | 672,923,812円 |
| マイ・ロード | 8,252,714,393円 |
| ネクストコア | 633,111,197円 |
| 野村インデックスファンド・海外5資産バランス | 90,516,867円 |
| 野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け） | 2,557,259,937円 |
| 野村世界6資産分散投信（配分変更コース） | 579,268,921円 |
| 野村資産設計ファンド2050 | 5,467,905円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型 | 3,915,602円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型 | 1,103,195円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型 | 928,431円 |
| 野村ターゲットデートファンド2016 2035 - 2037年目標型 | 803,053円 |
| のむらップ・ファンド（やや保守型） | 310,155,206円 |
| のむらップ・ファンド（やや積極型） | 96,088,219円 |
| インデックス・ブレンド（タイプ） | 71,050円 |
| インデックス・ブレンド（タイプ） | 75,596円 |
| インデックス・ブレンド（タイプ） | 277,208円 |
| インデックス・ブレンド（タイプ） | 108,907円 |
| インデックス・ブレンド（タイプ） | 78,448円 |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券 | 58,819,232円 |
| 野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用） | 11,138,411円 |
| グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 2,047,306,248円 |
| グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 617,499,577円 |
| グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 4,782,520,213円 |
| グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 1,613,255,960円 |
| ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用） | 2,864,109円 |

| | |
|-------------------------------------|-----------------|
| ワールド・インデックス・ファンドV Aバランス型（適格機関投資家専用） | 18,293,360円 |
| ワールド・インデックス・ファンドV A積極型（適格機関投資家専用） | 1,195,050円 |
| 野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用） | 6,529,600,461円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用） | 488,530,598円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 1,787,737,599円 |
| 野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用） | 191,963,558円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用） | 195,206,725円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用） | 235,487,892円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用） | 2,123,750,772円 |
| 野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用） | 1,039,513,328円 |
| ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用） | 2,385,934,669円 |
| ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用） | 556,098,230円 |
| バランスセレクト30（確定拠出年金向け） | 3,659,527円 |
| バランスセレクト50（確定拠出年金向け） | 7,466,598円 |
| バランスセレクト70（確定拠出年金向け） | 5,735,681円 |
| 野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け） | 536,639,659円 |
| マイバランス30（確定拠出年金向け） | 2,112,819,238円 |
| マイバランス50（確定拠出年金向け） | 2,901,259,789円 |
| マイバランス70（確定拠出年金向け） | 2,602,459,402円 |
| 野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け） | 12,813,173,405円 |
| マイバランスDC30 | 1,382,256,457円 |
| マイバランスDC50 | 777,918,514円 |
| マイバランスDC70 | 480,334,088円 |
| 野村DC外国債券インデックスファンド | 3,435,574,087円 |
| 野村DC運用戦略ファンド | 2,864,989,361円 |
| 野村DC運用戦略ファンド（マイルド） | 140,105,387円 |
| マイターゲット2050（確定拠出年金向け） | 34,558,631円 |
| マイターゲット2030（確定拠出年金向け） | 2,059,413円 |
| マイターゲット2040（確定拠出年金向け） | 2,791,028円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年 7月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成29年 7月20日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|------------------|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 米ドル | US TREASURY BOND | 21,390,000.00 | 24,355,355.59 | |
| | | US TREASURY BOND | 12,700,000.00 | 15,446,375.00 | |

| | | | |
|------------------|---------------|---------------|--|
| US TREASURY BOND | 21,100,000.00 | 26,582,702.07 | |
| US TREASURY BOND | 13,800,000.00 | 17,199,327.78 | |
| US TREASURY BOND | 50,100,000.00 | 51,062,856.87 | |
| US TREASURY BOND | 39,200,000.00 | 50,956,934.56 | |
| US TREASURY BOND | 18,800,000.00 | 25,573,875.00 | |
| US TREASURY BOND | 23,700,000.00 | 32,069,062.50 | |
| US TREASURY BOND | 17,000,000.00 | 22,277,967.90 | |
| US TREASURY BOND | 5,000,000.00 | 6,452,343.50 | |
| US TREASURY BOND | 800,000.00 | 1,035,562.48 | |
| US TREASURY BOND | 100,000.00 | 127,546.87 | |
| US TREASURY BOND | 25,300,000.00 | 25,551,021.54 | |
| US TREASURY BOND | 16,000,000.00 | 18,808,748.80 | |
| US TREASURY N/B | 8,800,000.00 | 8,889,030.48 | |
| US TREASURY N/B | 18,400,000.00 | 18,423,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 13,800,000.00 | 13,730,460.42 | |
| US TREASURY N/B | 4,800,000.00 | 4,940,062.08 | |
| US TREASURY N/B | 19,600,000.00 | 19,544,875.00 | |
| US TREASURY N/B | 28,800,000.00 | 28,872,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 800,000.00 | 797,468.72 | |
| US TREASURY N/B | 27,400,000.00 | 27,429,967.38 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 9,937,109.00 | |
| US TREASURY N/B | 2,400,000.00 | 2,387,718.72 | |
| US TREASURY N/B | 9,900,000.00 | 9,958,007.07 | |
| US TREASURY N/B | 21,400,000.00 | 21,389,967.68 | |
| US TREASURY N/B | 700,000.00 | 695,160.13 | |
| US TREASURY N/B | 40,900,000.00 | 42,211,675.27 | |
| US TREASURY N/B | 7,300,000.00 | 7,295,722.20 | |
| US TREASURY N/B | 500,000.00 | 500,468.75 | |
| US TREASURY N/B | 6,000,000.00 | 5,993,905.80 | |
| US TREASURY N/B | 700,000.00 | 699,535.13 | |
| US TREASURY N/B | 6,500,000.00 | 6,505,839.60 | |
| US TREASURY N/B | 5,500,000.00 | 5,515,468.75 | |
| US TREASURY N/B | 5,100,000.00 | 5,085,855.15 | |
| US TREASURY N/B | 8,100,000.00 | 8,091,456.93 | |
| US TREASURY N/B | 3,500,000.00 | 3,509,023.35 | |

| | | | |
|-----------------|---------------|---------------|--|
| US TREASURY N/B | 1,000,000.00 | 997,148.40 | |
| US TREASURY N/B | 37,500,000.00 | 38,324,703.75 | |
| US TREASURY N/B | 200,000.00 | 198,226.56 | |
| US TREASURY N/B | 17,100,000.00 | 17,112,023.01 | |
| US TREASURY N/B | 16,200,000.00 | 16,244,295.66 | |
| US TREASURY N/B | 10,800,000.00 | 10,742,202.72 | |
| US TREASURY N/B | 4,000,000.00 | 4,011,718.40 | |
| US TREASURY N/B | 25,500,000.00 | 25,627,500.00 | |
| US TREASURY N/B | 2,000,000.00 | 1,996,796.80 | |
| US TREASURY N/B | 3,500,000.00 | 3,471,972.35 | |
| US TREASURY N/B | 5,000,000.00 | 4,991,210.50 | |
| US TREASURY N/B | 5,600,000.00 | 5,627,562.08 | |
| US TREASURY N/B | 27,600,000.00 | 28,476,515.28 | |
| US TREASURY N/B | 1,300,000.00 | 1,288,878.89 | |
| US TREASURY N/B | 1,400,000.00 | 1,394,421.84 | |
| US TREASURY N/B | 10,600,000.00 | 10,629,398.04 | |
| US TREASURY N/B | 900,000.00 | 898,347.60 | |
| US TREASURY N/B | 900,000.00 | 892,019.52 | |
| US TREASURY N/B | 1,400,000.00 | 1,390,593.68 | |
| US TREASURY N/B | 7,900,000.00 | 7,941,350.97 | |
| US TREASURY N/B | 5,500,000.00 | 5,434,042.90 | |
| US TREASURY N/B | 14,500,000.00 | 14,575,897.35 | |
| US TREASURY N/B | 32,400,000.00 | 33,883,310.88 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 9,872,265.00 | |
| US TREASURY N/B | 3,000,000.00 | 2,976,913.80 | |
| US TREASURY N/B | 9,750,000.00 | 9,800,654.17 | |
| US TREASURY N/B | 3,000,000.00 | 2,975,390.40 | |
| US TREASURY N/B | 17,700,000.00 | 17,841,045.99 | |
| US TREASURY N/B | 49,300,000.00 | 51,520,422.70 | |
| US TREASURY N/B | 8,800,000.00 | 8,717,155.92 | |
| US TREASURY N/B | 1,800,000.00 | 1,803,867.12 | |
| US TREASURY N/B | 12,000,000.00 | 11,916,561.60 | |
| US TREASURY N/B | 3,800,000.00 | 3,818,702.84 | |
| US TREASURY N/B | 2,000,000.00 | 1,997,109.20 | |
| US TREASURY N/B | 5,400,000.00 | 5,375,109.24 | |

| | | | |
|-----------------|---------------|---------------|--|
| US TREASURY N/B | 51,800,000.00 | 54,655,065.78 | |
| US TREASURY N/B | 2,700,000.00 | 2,686,500.00 | |
| US TREASURY N/B | 5,000,000.00 | 4,990,234.00 | |
| US TREASURY N/B | 5,000,000.00 | 5,022,070.00 | |
| US TREASURY N/B | 4,000,000.00 | 3,965,624.80 | |
| US TREASURY N/B | 21,300,000.00 | 21,250,077.06 | |
| US TREASURY N/B | 1,900,000.00 | 1,894,656.25 | |
| US TREASURY N/B | 47,700,000.00 | 50,340,266.55 | |
| US TREASURY N/B | 6,500,000.00 | 6,500,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 16,600,000.00 | 16,777,022.40 | |
| US TREASURY N/B | 12,400,000.00 | 12,439,718.44 | |
| US TREASURY N/B | 14,000,000.00 | 14,195,780.20 | |
| US TREASURY N/B | 42,180,000.00 | 43,557,438.51 | |
| US TREASURY N/B | 37,600,000.00 | 38,260,936.56 | |
| US TREASURY N/B | 6,000,000.00 | 6,082,030.80 | |
| US TREASURY N/B | 1,600,000.00 | 1,609,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 52,600,000.00 | 54,362,920.56 | |
| US TREASURY N/B | 6,800,000.00 | 6,975,843.24 | |
| US TREASURY N/B | 5,300,000.00 | 5,391,507.68 | |
| US TREASURY N/B | 7,000,000.00 | 6,939,296.70 | |
| US TREASURY N/B | 45,800,000.00 | 48,988,105.94 | |
| US TREASURY N/B | 5,000,000.00 | 5,068,359.00 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 9,819,531.00 | |
| US TREASURY N/B | 1,800,000.00 | 1,838,812.50 | |
| US TREASURY N/B | 10,900,000.00 | 11,133,327.58 | |
| US TREASURY N/B | 38,400,000.00 | 40,480,496.64 | |
| US TREASURY N/B | 22,500,000.00 | 22,775,976.00 | |
| US TREASURY N/B | 34,000,000.00 | 34,565,780.40 | |
| US TREASURY N/B | 9,700,000.00 | 9,904,608.89 | |
| US TREASURY N/B | 25,300,000.00 | 25,715,076.86 | |
| US TREASURY N/B | 7,300,000.00 | 7,380,698.58 | |
| US TREASURY N/B | 16,000,000.00 | 16,265,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 10,102,343.00 | |
| US TREASURY N/B | 26,000,000.00 | 26,282,341.80 | |
| US TREASURY N/B | 8,000,000.00 | 8,041,249.60 | |

| | | | |
|-----------------|---------------|---------------|--|
| US TREASURY N/B | 12,400,000.00 | 12,589,875.00 | |
| US TREASURY N/B | 8,000,000.00 | 7,905,000.00 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 10,039,843.00 | |
| US TREASURY N/B | 33,700,000.00 | 34,040,946.27 | |
| US TREASURY N/B | 27,300,000.00 | 27,253,076.76 | |
| US TREASURY N/B | 9,900,000.00 | 9,878,343.75 | |
| US TREASURY N/B | 35,000,000.00 | 34,898,825.50 | |
| US TREASURY N/B | 10,000,000.00 | 10,027,343.00 | |
| US TREASURY N/B | 23,900,000.00 | 23,840,250.00 | |
| US TREASURY N/B | 27,000,000.00 | 27,377,576.10 | |
| US TREASURY N/B | 18,500,000.00 | 18,312,108.45 | |
| US TREASURY N/B | 12,800,000.00 | 12,632,999.68 | |
| US TREASURY N/B | 13,000,000.00 | 13,147,265.30 | |
| US TREASURY N/B | 22,000,000.00 | 21,807,500.00 | |
| US TREASURY N/B | 17,000,000.00 | 17,075,702.70 | |
| US TREASURY N/B | 25,000,000.00 | 24,429,687.50 | |
| US TREASURY N/B | 11,000,000.00 | 10,743,046.60 | |
| US TREASURY N/B | 42,200,000.00 | 41,725,250.00 | |
| US TREASURY N/B | 30,400,000.00 | 29,844,248.48 | |
| US TREASURY N/B | 19,400,000.00 | 19,989,577.64 | |
| US TREASURY N/B | 16,800,000.00 | 17,552,062.08 | |
| US TREASURY N/B | 26,800,000.00 | 27,976,686.16 | |
| US TREASURY N/B | 29,100,000.00 | 29,925,255.63 | |
| US TREASURY N/B | 19,200,000.00 | 19,382,999.04 | |
| US TREASURY N/B | 44,700,000.00 | 44,263,473.21 | |
| US TREASURY N/B | 26,500,000.00 | 26,433,750.00 | |
| US TREASURY N/B | 14,500,000.00 | 14,308,553.60 | |
| US TREASURY N/B | 50,300,000.00 | 50,488,625.00 | |
| US TREASURY N/B | 2,000,000.00 | 1,908,125.00 | |
| US TREASURY N/B | 800,000.00 | 761,312.48 | |
| US TREASURY N/B | 12,000,000.00 | 11,273,437.20 | |
| US TREASURY N/B | 11,300,000.00 | 11,287,640.06 | |
| US TREASURY N/B | 2,100,000.00 | 2,827,699.14 | |
| US TREASURY N/B | 100,000.00 | 129,515.62 | |
| US TREASURY N/B | 100,000.00 | 113,125.00 | |

| | | | | |
|-------|---------------------|------------------|-------------------|--|
| | US TREASURY N/B | 400,000.00 | 501,781.24 | |
| | US TREASURY N/B | 400,000.00 | 518,812.48 | |
| | US TREASURY N/B | 3,500,000.00 | 4,466,601.30 | |
| | US TREASURY N/B | 8,000,000.00 | 10,561,874.40 | |
| | US TREASURY N/B | 5,900,000.00 | 7,538,632.37 | |
| | US TREASURY N/B | 7,200,000.00 | 8,579,250.00 | |
| | US TREASURY N/B | 7,800,000.00 | 9,812,765.04 | |
| | US TREASURY N/B | 7,000,000.00 | 9,433,593.40 | |
| | US TREASURY N/B | 6,700,000.00 | 8,597,460.77 | |
| | US TREASURY N/B | 6,500,000.00 | 6,890,000.00 | |
| | US TREASURY N/B | 3,200,000.00 | 3,390,249.92 | |
| | US TREASURY N/B | 4,500,000.00 | 4,663,476.45 | |
| | US TREASURY N/B | 9,300,000.00 | 9,204,093.75 | |
| | US TREASURY N/B | 17,600,000.00 | 17,392,374.56 | |
| | US TREASURY N/B | 24,200,000.00 | 25,570,702.52 | |
| | US TREASURY N/B | 15,400,000.00 | 17,716,015.24 | |
| | US TREASURY N/B | 23,200,000.00 | 26,734,373.84 | |
| | US TREASURY N/B | 18,900,000.00 | 20,884,500.00 | |
| | US TREASURY N/B | 30,600,000.00 | 32,328,419.58 | |
| | US TREASURY N/B | 36,900,000.00 | 38,079,069.39 | |
| | US TREASURY N/B | 27,600,000.00 | 25,767,186.12 | |
| | US TREASURY N/B | 21,700,000.00 | 22,362,865.56 | |
| | US TREASURY N/B | 2,000,000.00 | 2,010,781.20 | |
| | US TREASURY N/B | 15,100,000.00 | 15,551,819.18 | |
| | US TREASURY N/B | 12,500,000.00 | 11,631,835.00 | |
| | US TREASURY N/B | 3,700,000.00 | 3,441,000.00 | |
| | US TREASURY N/B | 300,000.00 | 263,953.11 | |
| | US TREASURY N/B | 4,000,000.00 | 4,020,000.00 | |
| 小計 | 銘柄数：170 | 2,482,820,000.00 | 2,585,030,701.92 | |
| | | | (289,290,785,851) | |
| | 組入時価比率：43.0% | | 43.5% | |
| カナダドル | CANADA GOVERNMENT | 4,600,000.00 | 4,860,130.00 | |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 2,100,000.00 | 2,085,993.00 | |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 9,200,000.00 | 9,208,740.00 | |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 10,000,000.00 | 9,913,500.00 | |
| | | | | |

| | | | |
|--------|-------------------------|----------------|------------------------------------|
| | CANADIAN GOVERNMENT | 100,000.00 | 98,958.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 4,500,000.00 | 4,540,320.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 300,000.00 | 297,540.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 10,000,000.00 | 10,461,200.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 8,700,000.00 | 8,788,827.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 6,300,000.00 | 6,331,311.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 7,800,000.00 | 8,272,368.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 2,800,000.00 | 2,746,744.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 8,200,000.00 | 8,007,710.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 10,050,000.00 | 10,733,299.50 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 300,000.00 | 291,498.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 2,800,000.00 | 2,674,000.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 4,600,000.00 | 4,566,650.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 5,700,000.00 | 5,990,871.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 8,000,000.00 | 8,281,440.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 3,700,000.00 | 5,730,708.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 3,300,000.00 | 3,036,825.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 5,680,000.00 | 7,912,410.40 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 3,400,000.00 | 5,053,692.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 5,300,000.00 | 7,663,482.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 6,400,000.00 | 8,426,112.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 9,500,000.00 | 11,909,390.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 1,800,000.00 | 2,002,680.00 |
| | CANADIAN GOVERNMENT | 500,000.00 | 578,980.00 |
| 小計 | 銘柄数：28 | 145,630,000.00 | 160,465,378.90 (14,250,930,300) |
| | 組入時価比率：2.1% | | 2.1% |
| メキシコペソ | MEX BONOS DESARR FIX RT | 95,200,000.00 | 97,254,892.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 97,300,000.00 | 93,774,821.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 70,700,000.00 | 73,216,213.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 126,000,000.00 | 125,320,860.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 48,400,000.00 | 48,087,336.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 30,700,000.00 | 36,490,327.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 8,000,000.00 | 7,452,400.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 93,100,000.00 | 97,683,778.50 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 49,600,000.00 | 55,894,736.00 |

| | | | |
|-------------|--------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 小計 | MEX BONOS DESARR FIX RT | 46,500,000.00 | 49,445,077.50 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 10,000,000.00 | 10,637,600.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 46,000,000.00 | 59,743,420.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 30,500,000.00 | 34,929,972.50 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 64,200,000.00 | 68,289,540.00 |
| | MEX BONOS DESARR FIX RT | 2,000,000.00 | 2,190,766.00 |
| | MEXICAN FIXED RATE BONDS | 83,000,000.00 | 88,551,040.00 |
| | 銘柄数：16 | 901,200,000.00 | 948,962,779.50 (6,044,892,905) |
| 組入時価比率：0.9% | | 0.9% | |
| ユーロ | BELGIUM KINGDOM | 7,600,000.00 | 8,185,200.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 5,800,000.00 | 6,571,324.60 |
| | BELGIUM KINGDOM | 5,200,000.00 | 6,180,980.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 4,800,000.00 | 5,736,124.80 |
| | BELGIUM KINGDOM | 6,400,000.00 | 7,831,360.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 5,000,000.00 | 5,635,790.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 10,000,000.00 | 11,565,000.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 8,400,000.00 | 11,248,675.20 |
| | BELGIUM KINGDOM | 1,000,000.00 | 1,031,435.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 2,000,000.00 | 1,997,042.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 1,000,000.00 | 977,633.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 3,500,000.00 | 4,853,712.50 |
| | BELGIUM KINGDOM | 2,000,000.00 | 2,146,736.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 6,400,000.00 | 9,831,564.80 |
| | BELGIUM KINGDOM | 6,500,000.00 | 9,467,081.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 1,000,000.00 | 956,991.00 |
| | BELGIUM KINGDOM | 1,300,000.00 | 1,341,379.00 |
| | BELGIUM KINGDOM GOVT | 3,200,000.00 | 3,447,625.60 |
| | BELGIUM KINGDOM GOVT | 11,900,000.00 | 17,701,642.70 |
| | BELGIUM KINGDOM GOVT | 11,000,000.00 | 17,527,730.00 |
| | BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 7,100,000.00 | 7,467,780.00 |
| | BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 7,200,000.00 | 7,262,402.40 |
| | BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 13,300,000.00 | 13,820,695.00 |
| | BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 12,000,000.00 | 13,156,200.00 |
| | BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 13,900,000.00 | 15,335,175.00 |

| | | |
|--------------------------|---------------|---------------|
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 25,250,000.00 | 28,148,700.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 10,600,000.00 | 12,045,840.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 9,900,000.00 | 11,937,420.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 5,900,000.00 | 6,057,535.90 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 10,350,000.00 | 12,922,492.50 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 17,000,000.00 | 21,717,500.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 8,000,000.00 | 9,820,272.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 13,900,000.00 | 17,468,991.80 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 6,700,000.00 | 7,976,015.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 900,000.00 | 931,410.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 15,600,000.00 | 20,019,480.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 6,000,000.00 | 6,307,260.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 18,400,000.00 | 25,539,200.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 9,300,000.00 | 12,528,960.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 5,400,000.00 | 7,638,300.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 8,400,000.00 | 11,633,244.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 7,800,000.00 | 11,466,000.00 |
| BONOS Y OBLIG DEL ESTADO | 1,000,000.00 | 1,074,480.00 |
| BUNDES Obligation | 720,000.00 | 734,896.80 |
| BUNDES Obligation | 5,000,000.00 | 5,097,450.00 |
| BUNDES Obligation | 3,600,000.00 | 3,655,044.00 |
| BUNDES Obligation | 3,000,000.00 | 3,071,310.00 |
| BUNDES Obligation | 1,600,000.00 | 1,623,680.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 17,700,000.00 | 19,151,400.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 6,700,000.00 | 7,338,510.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 4,100,000.00 | 4,531,853.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 13,300,000.00 | 14,458,164.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 13,300,000.00 | 14,665,511.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000.00 | 8,012,620.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 8,400,000.00 | 9,306,948.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 11,500,000.00 | 12,679,900.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 6,500,000.00 | 7,133,425.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,000,000.00 | 5,431,400.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,200,000.00 | 5,667,844.00 |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,200,000.00 | 5,678,816.00 |

| | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|--|
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 14,000,000.00 | 15,737,260.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 14,100,000.00 | 19,781,313.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,700,000.00 | 6,347,691.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 1,500,000.00 | 1,646,820.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 10,300,000.00 | 10,958,788.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 9,700,000.00 | 9,939,687.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 3,200,000.00 | 3,395,712.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 1,300,000.00 | 1,319,942.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 600,000.00 | 587,598.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 19,400,000.00 | 30,842,120.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 6,000,000.00 | 9,118,380.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 3,400,000.00 | 4,910,144.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 6,500,000.00 | 10,825,880.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,300,000.00 | 8,520,704.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,800,000.00 | 9,286,420.60 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,000,000.00 | 7,626,650.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000.00 | 11,313,540.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 8,200,000.00 | 14,246,688.20 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 5,900,000.00 | 8,521,635.50 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 6,000,000.00 | 7,711,386.00 | |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 8,500,000.00 | 11,014,045.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 14,600,000.00 | 15,331,752.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 8,000,000.00 | 8,410,000.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 16,300,000.00 | 17,413,779.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 2,800,000.00 | 3,012,100.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 500,000.00 | 502,410.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 7,300,000.00 | 7,639,450.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 800,000.00 | 825,040.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 11,430,000.00 | 12,458,700.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 400,000.00 | 409,320.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 6,100,000.00 | 6,771,000.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 29,200,000.00 | 32,301,040.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 16,200,000.00 | 18,069,480.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 2,000,000.00 | 2,021,000.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 11,400,000.00 | 12,761,114.40 | |

| | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|--|
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 9,000,000.00 | 10,091,700.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 8,000,000.00 | 9,007,200.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 12,800,000.00 | 14,947,840.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 4,550,000.00 | 4,494,207.90 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 16,800,000.00 | 19,968,480.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 9,600,000.00 | 11,750,400.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 20,700,000.00 | 25,411,320.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 4,000,000.00 | 3,955,600.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 6,700,000.00 | 7,919,500.50 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 9,300,000.00 | 11,190,690.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 11,700,000.00 | 17,094,870.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 15,900,000.00 | 18,900,330.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 3,000,000.00 | 3,055,500.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 2,300,000.00 | 2,625,450.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 14,900,000.00 | 18,367,826.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 3,000,000.00 | 2,935,464.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 3,000,000.00 | 3,019,500.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 10,500,000.00 | 12,628,350.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 7,200,000.00 | 10,384,560.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 19,050,000.00 | 26,511,885.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 6,300,000.00 | 7,766,010.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 20,700,000.00 | 26,843,760.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 18,300,000.00 | 25,576,080.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 3,000,000.00 | 2,672,400.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 6,400,000.00 | 8,864,000.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 8,400,000.00 | 10,896,480.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 6,700,000.00 | 7,800,140.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 8,000,000.00 | 10,504,000.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 15,600,000.00 | 20,265,960.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 11,600,000.00 | 14,672,840.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 8,100,000.00 | 8,108,910.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES | 1,500,000.00 | 1,258,500.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 100,000.00 | 102,094.10 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 1,700,000.00 | 1,866,090.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 2,211,600.00 | |

| | | | |
|-------------------------|---------------|---------------|--|
| FINNISH GOVERNMENT | 2,300,000.00 | 2,356,713.40 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 2,286,390.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 3,200,000.00 | 3,479,241.60 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 1,200,000.00 | 1,301,186.40 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 2,569,200.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 1,000,000.00 | 1,034,563.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 1,995,740.00 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 3,500,000.00 | 4,237,292.50 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 700,000.00 | 679,525.70 | |
| FINNISH GOVERNMENT | 1,600,000.00 | 2,066,534.40 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 8,000,000.00 | 8,226,320.00 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 10,300,000.00 | 10,535,087.20 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 2,800,000.00 | 2,832,121.60 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 1,100,000.00 | 1,112,368.40 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 7,000,000.00 | 7,014,448.00 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 7,000,000.00 | 8,195,502.00 | |
| FRANCE (GOVT OF) | 600,000.00 | 578,220.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 21,000,000.00 | 21,440,559.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 1,300,000.00 | 1,311,440.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 11,500,000.00 | 12,478,650.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 4,000,000.00 | 4,818,036.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 11,500,000.00 | 12,612,084.50 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 14,800,000.00 | 16,412,504.40 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 27,300,000.00 | 29,855,280.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 2,000,000.00 | 2,038,100.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 11,800,000.00 | 13,593,600.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 15,100,000.00 | 17,319,186.60 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 14,500,000.00 | 16,638,895.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 20,100,000.00 | 22,472,604.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 8,200,000.00 | 12,199,812.40 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 31,300,000.00 | 39,297,150.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 8,000,000.00 | 8,795,320.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 19,800,000.00 | 28,743,660.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 6,000,000.00 | 6,220,800.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 33,100,000.00 | 41,285,630.00 | |

| | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|--|
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 9,200,000.00 | 10,931,440.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 24,500,000.00 | 36,931,079.50 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 1,000,000.00 | 1,043,420.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 19,600,000.00 | 32,093,236.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 6,600,000.00 | 10,185,912.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 11,800,000.00 | 17,260,214.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 16,900,000.00 | 26,738,368.80 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 15,200,000.00 | 20,327,112.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 5,500,000.00 | 8,691,529.00 | |
| FRANCE GOVERNMENT O.A.T | 3,800,000.00 | 6,151,120.80 | |
| IRELAND(REPUBLIC OF) 4.4 | 3,600,000.00 | 3,934,440.00 | |
| IRISH GOVERNMENT | 6,550,000.00 | 6,951,449.50 | |
| IRISH GOVERNMENT | 3,400,000.00 | 3,880,828.00 | |
| IRISH GOVERNMENT | 6,180,000.00 | 7,000,642.20 | |
| IRISH GOVERNMENT | 3,500,000.00 | 4,103,050.00 | |
| IRISH GOVERNMENT | 3,500,000.00 | 4,747,960.00 | |
| IRISH TSY 1.7% 2037 | 1,000,000.00 | 1,000,700.00 | |
| IRISH TSY 2.4% 2030 | 4,600,000.00 | 5,215,296.00 | |
| IRISH TSY 2% 2045 | 2,500,000.00 | 2,555,775.00 | |
| IRISH TSY 3.4% 2024 | 6,600,000.00 | 7,905,150.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 100,000.00 | 104,625.40 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 6,300,000.00 | 6,480,028.80 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 7,100,000.00 | 7,754,620.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 2,040,876.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 5,800,000.00 | 6,494,260.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 7,900,000.00 | 9,035,980.50 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 400,000.00 | 403,664.80 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 1,500,000.00 | 1,679,671.50 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 5,900,000.00 | 7,133,690.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 4,300,000.00 | 6,085,790.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 1,400,000.00 | 1,544,604.60 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 13,500,000.00 | 15,195,600.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 4,000,000.00 | 3,997,600.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 2,000,000.00 | 2,017,660.00 | |
| NETHERLANDS GOVERNMENT | 7,300,000.00 | 10,898,900.00 | |

| | | | | |
|-----|------------------------|------------------|-------------------|--|
| | NETHERLANDS GOVERNMENT | 4,400,000.00 | 5,373,183.20 | |
| | NETHERLANDS GOVERNMENT | 5,000,000.00 | 7,576,080.00 | |
| | NETHERLANDS GOVERNMENT | 6,200,000.00 | 9,510,322.60 | |
| | NETHERLANDS GOVERNMENT | 4,500,000.00 | 6,038,253.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,300,000.00 | 2,348,990.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,500,000.00 | 2,703,100.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,500,000.00 | 2,620,000.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,400,000.00 | 2,440,320.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 5,600,000.00 | 6,321,560.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 4,400,000.00 | 5,092,120.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 3,300,000.00 | 3,897,795.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 5,000,000.00 | 5,926,000.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,000,000.00 | 1,990,000.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,550,000.00 | 2,816,551.50 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 1,100,000.00 | 1,208,680.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 1,300,000.00 | 1,380,990.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 5,400,000.00 | 7,430,400.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 2,000,000.00 | 2,025,000.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 6,100,000.00 | 9,479,247.50 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 1,000,000.00 | 1,194,500.00 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 4,700,000.00 | 7,084,911.60 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 5,800,000.00 | 7,903,567.20 | |
| | REPUBLIC OF AUSTRIA | 150,000.00 | 246,450.00 | |
| | REPUBLIC OF IRELAND | 4,400,000.00 | 5,319,468.00 | |
| | SPANISH GOVERNMENT | 17,500,000.00 | 25,190,375.00 | |
| | SPANISH GOVERNMENT | 8,500,000.00 | 12,547,700.00 | |
| | SPANISH GOVERNMENT | 5,200,000.00 | 6,484,972.00 | |
| 小計 | 銘柄数：227 | 1,698,980,000.00 | 2,088,697,876.90 | |
| | | | (269,337,591,226) | |
| | 組入時価比率：40.0% | | 40.4% | |
| 英債券 | UK TREASURY | 6,950,000.00 | 7,432,330.00 | |
| | UK TREASURY | 19,200,000.00 | 19,772,160.00 | |
| | UK TREASURY | 1,700,000.00 | 1,827,500.00 | |
| | UK TREASURY | 1,700,000.00 | 1,901,620.00 | |
| | UK TREASURY | 19,190,000.00 | 20,155,257.00 | |
| | | | | |

| | | | | |
|--------|---------------------------|----------------|------------------|--|
| | UK TREASURY | 7,000,000.00 | 7,752,500.00 | |
| | UK TREASURY | 2,500,000.00 | 2,598,500.00 | |
| | UK TREASURY | 9,340,000.00 | 12,099,036.00 | |
| | UK TREASURY | 8,670,000.00 | 9,863,859.00 | |
| | UK TREASURY | 4,850,000.00 | 5,638,610.00 | |
| | UK TREASURY | 4,700,000.00 | 4,683,080.00 | |
| | UK TREASURY | 8,700,000.00 | 9,217,650.00 | |
| | UK TREASURY | 5,100,000.00 | 5,571,240.00 | |
| | UK TREASURY | 10,500,000.00 | 11,897,550.00 | |
| | UK TREASURY | 12,450,000.00 | 16,250,985.00 | |
| | UK TREASURY | 9,530,000.00 | 12,377,564.00 | |
| | UK TREASURY | 5,350,000.00 | 8,039,445.00 | |
| | UK TREASURY | 5,700,000.00 | 7,987,410.00 | |
| | UK TREASURY | 5,750,000.00 | 7,797,000.00 | |
| | UK TREASURY | 6,600,000.00 | 9,377,940.00 | |
| | UK TREASURY | 3,800,000.00 | 5,327,220.00 | |
| | UK TREASURY | 4,400,000.00 | 6,724,960.00 | |
| | UK TREASURY | 4,200,000.00 | 6,061,860.00 | |
| | UK TREASURY | 5,300,000.00 | 7,741,180.00 | |
| | UK TREASURY | 6,100,000.00 | 9,395,220.00 | |
| | UK TREASURY | 20,000,000.00 | 27,032,000.00 | |
| | UK TREASURY | 5,950,000.00 | 9,198,700.00 | |
| | UK TREASURY | 1,000,000.00 | 926,500.00 | |
| | UK TREASURY | 5,350,000.00 | 8,581,400.00 | |
| | UK TREASURY | 8,750,000.00 | 13,314,875.00 | |
| | UK TREASURY | 1,100,000.00 | 1,115,730.00 | |
| | UK TREASURY | 3,300,000.00 | 4,215,420.00 | |
| | UK TREASURY | 6,200,000.00 | 10,120,880.00 | |
| | UK TSY 3 1/4% 2044 | 20,300,000.00 | 26,152,490.00 | |
| | UNITED KINGDOM(GOVERNMENT | 6,500,000.00 | 11,146,200.00 | |
| 小計 | 銘柄数：35 | 257,730,000.00 | 329,295,871.00 | |
| | | | (47,984,994,322) | |
| | 組入時価比率：7.1% | | 7.2% | |
| スイスフラン | SWITZERLAND GOVERNMENT | 5,000,000.00 | 5,490,000.00 | |
| | SWITZERLAND GOVERNMENT | 3,600,000.00 | 5,129,640.00 | |

| | | | | |
|----------------|--------------------------|----------------|---|--|
| 小計 | 銘柄数：2 組入時価比率：0.2% | 8,600,000.00 | 10,619,640.00 (1,244,409,415) 0.2% | |
| スウェーデンク ローナ | SWEDISH GOVERNMENT | 40,500,000.00 | 47,864,034.00 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 53,400,000.00 | 62,627,520.00 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 28,300,000.00 | 30,586,724.90 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 41,700,000.00 | 48,205,200.00 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 12,000,000.00 | 12,388,740.00 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 14,100,000.00 | 14,024,297.10 | |
| | SWEDISH GOVERNMENT | 17,000,000.00 | 23,079,931.00 | |
| 小計 | 銘柄数：7 組入時価比率：0.5% | 207,000,000.00 | 238,776,447.00 (3,218,706,505) 0.5% | |
| ノルウェークロ ーネ | NORWEGIAN GOVERNMENT | 28,600,000.00 | 30,626,310.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 27,600,000.00 | 30,515,940.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 14,300,000.00 | 14,913,041.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 44,900,000.00 | 49,589,805.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 4,700,000.00 | 4,793,060.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 4,700,000.00 | 4,670,390.00 | |
| | NORWEGIAN GOVERNMENT | 7,300,000.00 | 7,350,370.00 | |
| 小計 | 銘柄数：7 組入時価比率：0.3% | 132,100,000.00 | 142,458,916.00 (1,978,754,343) 0.3% | |
| デンマーククロ ーネ | KINGDOM OF DENMARK | 2,500,000.00 | 2,527,925.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 34,100,000.00 | 37,682,205.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 41,100,000.00 | 46,802,625.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 31,370,000.00 | 34,155,656.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 31,400,000.00 | 34,979,600.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 4,000,000.00 | 3,940,200.00 | |
| | KINGDOM OF DENMARK | 48,300,000.00 | 80,498,856.90 | |
| 小計 | 銘柄数：7 組入時価比率：0.6% | 192,770,000.00 | 240,587,067.90 (4,171,779,757) 0.6% | |
| ズロチ | POLAND GOVERNMENT BOND | 8,900,000.00 | 8,994,340.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 6,500,000.00 | 6,367,725.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 6,300,000.00 | 6,480,810.00 | |

| | | | | |
|-----|------------------------|----------------|-----------------|--|
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 11,100,000.00 | 11,988,000.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 6,300,000.00 | 6,219,990.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 30,700,000.00 | 33,696,320.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 11,100,000.00 | 12,582,960.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 9,400,000.00 | 10,801,540.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 12,500,000.00 | 13,346,875.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 23,000,000.00 | 23,264,500.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 9,500,000.00 | 9,000,775.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 2,200,000.00 | 2,055,900.00 | |
| | POLAND GOVERNMENT BOND | 3,700,000.00 | 4,634,231.50 | |
| 小計 | 銘柄数：13 | 141,200,000.00 | 149,433,966.50 | |
| | | | (4,580,151,073) | |
| | 組入時価比率：0.7% | | 0.7% | |
| 豪ドル | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 410,000.00 | 417,831.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 13,900,000.00 | 14,682,695.10 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 5,200,000.00 | 5,297,479.20 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 13,100,000.00 | 13,978,564.60 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 10,400,000.00 | 10,292,152.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 10,200,000.00 | 11,551,132.80 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 400,000.00 | 396,379.60 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 8,400,000.00 | 9,763,740.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 8,100,000.00 | 9,464,671.80 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 7,200,000.00 | 7,314,120.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 17,600,000.00 | 18,445,996.80 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 12,780,000.00 | 14,367,276.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 11,650,000.00 | 13,716,442.05 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 800,000.00 | 802,012.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 9,000,000.00 | 8,558,100.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 10,100,000.00 | 10,536,633.10 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 5,000,000.00 | 5,924,745.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 1,800,000.00 | 1,695,058.20 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 5,400,000.00 | 5,787,768.60 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 3,800,000.00 | 3,712,980.00 | |
| | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 200,000.00 | 178,320.00 | |
| 小計 | 銘柄数：21 | 155,440,000.00 | 166,884,097.85 | |

| | | | | |
|----------|----------------------|---------------|------------------|------|
| | | | (14,861,028,913) | |
| | 組入時価比率：2.2% | | 2.2% | |
| シンガポールドル | SINGAPORE GOVERNMENT | 2,050,000.00 | 2,114,985.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 4,950,000.00 | 5,067,884.25 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 4,000,000.00 | 4,234,800.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 2,980,000.00 | 3,065,526.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 1,400,000.00 | 1,505,280.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 3,000,000.00 | 3,174,000.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 2,300,000.00 | 2,474,800.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 3,900,000.00 | 4,391,244.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 2,400,000.00 | 2,559,672.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 500,000.00 | 567,500.00 | |
| | SINGAPORE GOVERNMENT | 2,900,000.00 | 3,111,700.00 | |
| 小計 | 銘柄数：11 | 30,380,000.00 | 32,267,391.25 | |
| | 組入時価比率：0.4% | | (2,639,472,604) | 0.4% |
| リンギ | MALAYSIA GOVERNMENT | 400,000.00 | 403,814.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 5,000,000.00 | 5,016,850.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 900,000.00 | 905,346.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 3,400,000.00 | 3,414,718.60 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 11,900,000.00 | 12,141,998.40 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 6,600,000.00 | 6,587,869.20 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 2,400,000.00 | 2,419,920.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 6,000,000.00 | 6,106,092.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 8,700,000.00 | 8,813,935.20 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 4,600,000.00 | 4,511,624.80 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 11,000,000.00 | 10,762,433.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 5,800,000.00 | 5,881,200.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 600,000.00 | 595,200.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 8,800,000.00 | 8,980,919.20 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 6,000,000.00 | 5,674,242.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 1,800,000.00 | 1,708,200.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 2,700,000.00 | 2,946,523.50 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 5,700,000.00 | 5,731,350.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 4,400,000.00 | 4,279,030.80 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 4,700,000.00 | 4,514,702.50 | |

| | | | | |
|-----|--------------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 小計 | MALAYSIAN GOVERNMENT | 400,000.00 | 374,480.00 | |
| | MALAYSIAN GOVERNMENT | 7,600,000.00 | 7,731,373.60 | |
| | 銘柄数：22 | 109,400,000.00 | 109,501,822.80 | (2,860,187,611) |
| | 組入時価比率：0.4% | | | 0.4% |
| ランド | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 20,100,000.00 | 20,254,810.20 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 25,300,000.00 | 25,152,731.23 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 26,100,000.00 | 25,360,500.87 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 25,200,000.00 | 24,871,480.20 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 71,300,000.00 | 79,686,455.73 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 28,000,000.00 | 25,552,198.00 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 30,000,000.00 | 24,786,000.00 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 46,400,000.00 | 42,234,170.88 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 47,100,000.00 | 33,645,729.57 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 32,000,000.00 | 28,700,800.00 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 4,800,000.00 | 4,455,774.72 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 30,600,000.00 | 21,542,142.96 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 32,100,000.00 | 28,864,695.57 | |
| | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 50,200,000.00 | 45,130,417.46 | |
| 小計 | 銘柄数：14 | 469,200,000.00 | 430,237,907.39 | (3,721,557,898) |
| | 組入時価比率：0.6% | | | 0.6% |
| 合計 | | | 666,185,242,723 | (666,185,242,723) |

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| 種類 | 平成29年 7月20日現在 | | | |
|-----------|---------------|-------|-------------|---------|
| | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 買建 | 490,997,420 | - | 490,060,000 | 937,420 |

| | | | | |
|------|-------------|---|-------------|---------|
| 米ドル | 224,085,960 | - | 223,780,000 | 305,960 |
| ユーロ | 193,851,375 | - | 193,425,000 | 426,375 |
| 英ポンド | 73,060,085 | - | 72,855,000 | 205,085 |
| 売建 | 96,507,892 | - | 96,340,000 | 167,892 |
| 米ドル | 44,854,124 | - | 44,760,000 | 94,124 |
| ユーロ | 51,653,768 | - | 51,580,000 | 73,768 |
| 合計 | - | - | - | 769,528 |

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村外国債券インデックス（野村SMA向け）

平成29年 8月31日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 3,505,837,517円 |
| 負債総額 | 1,302,091円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,504,535,426円 |
| 発行済口数 | 2,321,267,604口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.5098円 |

（参考）外国債券マザーファンド

平成29年 8月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 660,871,203,923円 |
| 負債総額 | 1,078,395,441円 |
| 純資産総額（ - ） | 659,792,808,482円 |
| 発行済口数 | 291,305,294,663口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.2650円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成29年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成29年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|----|----|------------|
|----|----|------------|

| | | |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 958 | 22,444,475 |
| 単位型株式投資信託 | 84 | 432,978 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 5,728,817 |
| 単位型公社債投資信託 | 356 | 1,955,696 |
| 合計 | 1,412 | 30,561,966 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 208 | 127 |
| 金銭の信託 | | 55,341 | 52,247 |
| 有価証券 | | 24,100 | 15,700 |
| 前払金 | | 34 | 33 |
| 前払費用 | | 2 | 2 |
| 未収入金 | | 511 | 495 |
| 未収委託者報酬 | | 14,131 | 16,287 |
| 未収運用受託報酬 | | 7,309 | 7,481 |
| 繰延税金資産 | | 2,028 | 1,661 |
| その他 | | 56 | 42 |
| 貸倒引当金 | | 10 | 11 |
| 流動資産計 | | 103,715 | 94,066 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 1,176 | 1,001 |
| 建物 | 2 | 403 | 377 |
| 器具備品 | 2 | 773 | 624 |
| 無形固定資産 | | 7,681 | 7,185 |
| ソフトウェア | | 7,680 | 7,184 |

| | | | | |
|----------|--|--------|---------|---------|
| その他 | | 0 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | | 23,225 | 13,165 |
| 投資有価証券 | | 9,216 | | 1,233 |
| 関係会社株式 | | 10,958 | | 8,124 |
| 長期差入保証金 | | 45 | | 44 |
| 長期前払費用 | | 49 | | 37 |
| 前払年金費用 | | 2,777 | | 2,594 |
| 繰延税金資産 | | - | | 960 |
| その他 | | 176 | | 170 |
| 固定資産計 | | | 32,083 | 21,353 |
| 資産合計 | | | 135,799 | 115,419 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成28年3月31日) | | 当事業年度 (平成29年3月31日) | |
|----------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 118 | | 98 |
| 未払金 | 1 | | 11,855 | | 10,401 |
| 未払収益分配金 | | 1 | | 1 | |
| 未払償還金 | | 31 | | 31 | |
| 未払手数料 | | 4,537 | | 5,242 | |
| その他未払金 | | 7,284 | | 5,126 | |
| 未払費用 | 1 | | 8,872 | | 9,461 |
| 未払法人税等 | | | 1,838 | | 714 |
| 前受収益 | | | 45 | | 39 |
| 賞与引当金 | | | 4,809 | | 4,339 |
| 流動負債計 | | | 27,538 | | 25,055 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,708 | | 2,947 |
| 時効後支払損引当金 | | | 526 | | 538 |
| 繰延税金負債 | | | 68 | | - |
| 固定負債計 | | | 3,303 | | 3,485 |
| 負債合計 | | | 30,842 | | 28,540 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 68,696 | | 55,927 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 68,011 | | 55,242 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 43,405 | | 30,635 | |
| 評価・換算差額等 | | | 5,349 | | 41 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 5,349 | | 41 |
| 純資産合計 | | | 104,956 | | 86,878 |
| 負債・純資産合計 | | | 135,799 | | 115,419 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | |
|-----------|----------|---|---------|---|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 104,445 | | 96,594 |
| 運用受託報酬 | | | 31,351 | | 28,466 |
| その他営業収益 | | | 219 | | 266 |
| 営業収益計 | | | 136,016 | | 125,327 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 46,531 | | 39,785 |
| 広告宣伝費 | | | 1,008 | | 1,011 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 調査費 | | | 28,068 | | 26,758 |
| 調査費 | | 4,900 | | 5,095 | |
| 委託調査費 | | 23,167 | | 21,662 | |
| 委託計算費 | | | 1,148 | | 1,290 |
| 営業雑経費 | | | 3,905 | | 4,408 |
| 通信費 | | 185 | | 162 | |
| 印刷費 | | 969 | | 940 | |
| 協会費 | | 78 | | 76 | |
| 諸経費 | | 2,672 | | 3,228 | |
| 営業費用計 | | | 80,662 | | 73,254 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,835 | | 11,269 |
| 役員報酬 | 2 | 367 | | 301 | |
| 給料・手当 | | 6,928 | | 6,923 | |
| 賞与 | | 4,539 | | 4,044 | |
| 交際費 | | | 124 | | 126 |
| 旅費交通費 | | | 488 | | 469 |
| 租税公課 | | | 695 | | 898 |
| 不動産賃借料 | | | 1,230 | | 1,222 |
| 退職給付費用 | | | 1,063 | | 1,223 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,589 | | 2,730 |
| 諸経費 | | | 7,801 | | 8,118 |
| 一般管理費計 | | | 25,827 | | 26,059 |
| 営業利益 | | | 29,526 | | 26,012 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | |
|-------|----------|---|--|---|--|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 7,323 | | 7,397 | |
| 受取利息 | | 4 | | 0 | |

| | | | | | |
|--------------|---|-------|--------|-----|--------|
| 金銭の信託運用益 | | - | | 684 | |
| 為替差益 | | 281 | | - | |
| その他 | | 382 | | 379 | |
| 営業外収益計 | | | 7,991 | | 8,461 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | | - | | 17 | |
| 金銭の信託運用損 | | 1,196 | | - | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 72 | | 16 | |
| 為替差損 | | - | | 33 | |
| その他 | | 52 | | 9 | |
| 営業外費用計 | | | 1,321 | | 77 |
| 経常利益 | | | 36,196 | | 34,397 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 50 | | 26 | |
| 関係会社清算益 | | - | | 41 | |
| 株式報酬受入益 | | 96 | | 59 | |
| 特別利益計 | | | 146 | | 126 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 95 | | - | |
| 投資有価証券等評価損 | | - | | 6 | |
| 固定資産除却損 | 3 | 60 | | 9 | |
| 特別損失計 | | | 156 | | 15 |
| 税引前当期純利益 | | | 36,186 | | 34,507 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 9,806 | | 7,147 |
| 法人税等調整額 | | | 744 | | 1,722 |
| 当期純利益 | | | 25,635 | | 25,637 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主 資本 合計 |
|---------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------|---------------------|-----------------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 繰 越 利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | - | 11,729 | 685 | 24,606 | 35,890 | 61,182 | 90,092 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 19,933 | 19,933 | 19,933 |
| 当期純利益 | | | | | | | 25,635 | 25,635 | 25,635 |
| 合併による増加 | | | 2,000 | 2,000 | | | 144 | 144 | 2,144 |
| 吸収分割による 増加 | | | | | | | 1,668 | 1,668 | 1,668 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,000 | 2,000 | - | - | 7,514 | 7,514 | 9,514 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 43,405 | 68,696 | 99,606 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,893 | 6,893 | 96,985 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 19,933 |
| 当期純利益 | | | 25,635 |
| 合併による増加 | | | 2,144 |
| 吸収分割による増加 | | | 1,668 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額） | 1,543 | 1,543 | 1,543 |
| 当期変動額合計 | 1,543 | 1,543 | 7,971 |
| 当期末残高 | 5,349 | 5,349 | 104,956 |

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主 資本 合計 |
|-----------------------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------|---------------------|-----------------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | | 別途 積立金 | 繰 越 利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 43,405 | 68,696 | 99,606 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 38,407 | 38,407 | 38,407 |
| 当期純利益 | | | | | | | 25,637 | 25,637 | 25,637 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 12,769 | 12,769 | 12,769 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,635 | 55,927 | 86,837 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 5,349 | 5,349 | 104,956 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 38,407 |
| 当期純利益 | | | 25,637 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 5,308 | 5,308 | 5,308 |
| 当期変動額合計 | 5,308 | 5,308 | 18,078 |
| 当期末残高 | 41 | 41 | 86,878 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | | | |
|--------------------|---|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p> | | | | | | | | |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 3．固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用して おります。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | |
| 4．引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>5．消費税等の会計処理方法</p> <p>6．連結納税制度の適用</p> | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> |
|---|---|

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成28年3月31日) | 当事業年度末 (平成29年3月31日) |
|---|---|
| 1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,894百万円 未払費用 1,151 | 1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 4,438百万円 未払費用 938 |
| 2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 641百万円 器具備品 3,132 合計 3,774 | 2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|---|--|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,081百万円 支払利息 - | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17 |
| 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 | 2. 役員報酬の範囲額 (同左) |
| 3. 固定資産除却損 建物 1百万円 器具備品 4 ソフトウェア 54 ア 合計 60 | 3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 9 ア 合計 9 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年 5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 19,933百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,870円 |
| 基準日 | 平成27年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年 5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 34,973百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 6,790円 |
| 基準日 | 平成28年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年 6月24日 |

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 平成28年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,970円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月23日

金融商品関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 208 | 208 | - |
| (2)金銭の信託 | 55,341 | 55,341 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 14,131 | 14,131 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 7,309 | 7,309 | - |

| | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 32,071 | 32,071 | - |
| その他有価証券 | 32,071 | 32,071 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 180,880 | 177,816 |
| 資産計 | 112,127 | 289,944 | 177,816 |
| (7)未払金 | 11,855 | 11,855 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 31 | 31 | - |
| 未払手数料 | 4,537 | 4,537 | - |
| その他未払金 | 7,284 | 7,284 | - |
| (8)未払費用 | 8,872 | 8,872 | - |
| (9)未払法人税等 | 1,838 | 1,838 | - |
| 負債計 | 22,566 | 22,566 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 208 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 55,341 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 14,131 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 7,309 | - | - | - |
| 有価証券 | 24,100 | - | - | - |
| 合計 | 101,091 | - | - | - |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金 | 127 | 127 | - |
| (2)金銭の信託 | 52,247 | 52,247 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 16,287 | 16,287 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 7,481 | 7,481 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 15,700 | 15,700 | - |
| その他有価証券 | 15,700 | 15,700 | - |
| 資産計 | 91,843 | 91,843 | - |
| (6)未払金 | 10,401 | 10,401 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 31 | 31 | - |
| 未払手数料 | 5,242 | 5,242 | - |
| その他未払金 | 5,126 | 5,126 | - |
| (7)未払費用 | 9,461 | 9,461 | - |
| (8)未払法人税等 | 714 | 714 | - |
| 負債計 | 20,578 | 20,578 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 127 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 52,247 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 16,287 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 7,481 | - | - | - |
| 有価証券 | 15,700 | - | - | - |
| 合計 | 91,843 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 180,880 | 177,816 |
| 合計 | 3,064 | 180,880 | 177,816 |

4．その他有価証券(平成28年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 7,971 | 282 | 7,688 |
| 小計 | 7,971 | 282 | 7,688 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 24,100 | 24,100 | - |
| 小計 | 24,100 | 24,100 | - |
| 合計 | 32,071 | 24,382 | 7,688 |

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 135 | - | 95 |
| 合計 | 135 | - | 95 |

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(平成29年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |

| | | | |
|----------------------|--------|--------|---|
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 15,700 | 15,700 | - |
| 小計 | 15,700 | 15,700 | - |
| 合計 | 15,700 | 15,700 | - |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

| 前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | |
|---|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 確定給付制度 | |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 退職給付債務の期首残高 | 17,218 百万円 |
| 勤務費用 | 811 |
| 利息費用 | 181 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,150 |
| 退職給付の支払額 | 654 |
| その他 | 13 |
| 退職給付債務の期末残高 | 18,692 |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | |
| 年金資産の期首残高 | 16,117 百万円 |
| 期待運用収益 | 402 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 711 |
| 事業主からの拠出額 | 511 |
| 退職給付の支払額 | 555 |
| 年金資産の期末残高 | 15,764 |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 15,775 百万円 |
| 年金資産 | 15,764 |
| | 11 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,917 |
| 未積立退職給付債務 | 2,928 |
| 未認識数理計算上の差異 | 3,409 |
| 未認識過去勤務費用 | 411 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 69 |
| 退職給付引当金 | 2,708 |
| 前払年金費用 | 2,777 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 69 |

| | |
|--|---------|
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 811 百万円 |
| 利息費用 | 181 |
| 期待運用収益 | 402 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 314 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 863 |
| (5) 年金資産に関する事項 | |
| 年金資産の主な内容 | |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 | |
| 債券 | 43% |
| 株式 | 43% |
| 生保一般勘定 | 13% |
| その他 | 1% |
| 合計 | 100% |
| 長期期待運用収益率の設定方法 | |
| 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 | |
| (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項 | |
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.7% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 18,692 百万円 |
| 勤務費用 | 889 |
| 利息費用 | 125 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 464 |
| 退職給付の支払額 | 634 |
| その他 | 8 |
| 退職給付債務の期末残高 | 19,546 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 15,764 百万円 |
| 期待運用収益 | 394 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 468 |
| 事業主からの拠出額 | 507 |
| 退職給付の支払額 | 562 |
| 年金資産の期末残高 | 16,572 |

| | |
|--|------------|
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 16,578 百万円 |
| 年金資産 | 16,572 |
| | 5 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,967 |
| 未積立退職給付債務 | 2,973 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2,992 |
| 未認識過去勤務費用 | 371 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 352 |
| 退職給付引当金 | 2,947 |
| 前払年金費用 | 2,594 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 352 |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 | |
| 勤務費用 | 889 百万円 |
| 利息費用 | 125 |
| 期待運用収益 | 394 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 412 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 993 |
| (5) 年金資産に関する事項 | |
| 年金資産の主な内容 | |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 | |
| 債券 | 49% |
| 株式 | 39% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
| 長期期待運用収益率の設定方法 | |
| 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 | |
| (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項 | |
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 | |
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |
| 3. 確定拠出制度 | |
| 当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。 | |

税効果会計関係

| | |
|------------------------|------------------------|
| 前事業年度末 (平成28年3月31日) | 当事業年度末 (平成29年3月31日) |
|------------------------|------------------------|

| | | | |
|--|-------|--|-------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,490 | 賞与引当金 | 1,345 |
| 退職給付引当金 | 839 | 退職給付引当金 | 913 |
| 投資有価証券評価減 | 460 | 投資有価証券評価減 | 417 |
| 関係会社株式評価減 | 1,676 | 関係会社株式評価減 | 247 |
| ゴルフ会員権評価減 | 240 | ゴルフ会員権評価減 | 212 |
| 減価償却超過額 | 177 | 減価償却超過額 | 171 |
| 時効後支払損引当金 | 163 | 時効後支払損引当金 | 166 |
| 子会社株式売却損 | 148 | 子会社株式売却損 | 148 |
| 未払事業税 | 350 | 未払事業税 | 110 |
| 関係会社株式譲渡益 | 120 | 関係会社株式譲渡益 | 88 |
| 未払社会保険料 | 89 | 未払社会保険料 | 85 |
| その他 | 251 | その他 | 274 |
| 繰延税金資産小計 | 6,678 | 繰延税金資産小計 | 4,183 |
| 評価性引当額 | 1,453 | 評価性引当額 | 739 |
| 繰延税金資産合計 | 5,224 | 繰延税金資産合計 | 3,444 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 2,403 | その他有価証券評価差額金 | 18 |
| 前払年金費用 | 861 | 前払年金費用 | 804 |
| 繰延税金負債合計 | 3,264 | 繰延税金負債合計 | 822 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,959 | 繰延税金資産の純額 | 2,621 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 33.0% | 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | | (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.2% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.2% |
| タックスヘイブン税制 | 0.8% | タックスヘイブン税制 | 0.7% |
| 外国税額控除 | 0.2% | 外国税額控除 | 0.2% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.7% | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.5% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.4% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - |
| その他 | 0.4% | その他 | 0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.7% |
| 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 | | | |
| <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> | | | |

セグメント情報等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|----------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接20.8% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1) | 5,058 | 未払費用 | 279 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2) | 39,084 | 未払手数料 | 3,865 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3) | 2,412 | 未払費用 | 669 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 239,155

固定資産合計 324,634

| | |
|----------|---------|
| 流動負債合計 | 122,933 |
| 固定負債合計 | 55,456 |
| 純資産合計 | 385,400 |
| 売上高 | 352,003 |
| 税引前当期純利益 | 56,508 |
| 当期純利益 | 40,179 |

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-------|---------------------|--------------------------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 24,500 | 短期借入金 | - |
| | | | | | | | 資金の返済 | 24,500 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 17 | 未払費用 | - |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|---------|--------------------|------------|----------------------|---------------|------|---------------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | - | サービス・製品の購入 | 自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2) | 787 | 未払費用 | - |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|---|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) | 33,019 | 未払手数料 | 4,486 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、平成28年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 20,377円23銭 | 1株当たり純資産額 | 16,867円41銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,977円07銭 | 1株当たり当期純利益 | 4,977円49銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 25,635百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 25,637百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 25,635百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 25,637百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委

託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成29年7月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

* 平成29年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないません。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月8日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックス（野村SMA向け）の平成28年7月21日から平成29年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックス（野村SMA向け）の平成29年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。